

貸与物品の利用条件

- 1 本申請により貸与物品（学習用タブレット・モバイル Wi-Fi ルータ）の貸与を受けたもの（以下「利用者」という。）はその貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うこと。
- 2 貸与物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為を遵守すること。
 - (1) 貸与物品を、学校が認めた学習以外の目的で使用しない。
 - (2) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸しない。
 - (3) 貸与物品を、売却し、廃棄し、又は故意に破損しない。
 - (4) 貸与物品を利用して、他者に対し被害や悪影響を与えない。
 - (5) 貸与物品に、学習に必要なないソフト、アプリをインストールしない。
 - (6) 貸与物品を利用して、学習に関係のない Web サイトの閲覧は行わない。
 - (7) 貸与物品のセキュリティの維持に努める。
 - (8) 貸与物品の使用に係る ID、パスワード等の情報を他者に漏らさない。
 - (9) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わない。
 - (10) 貸与物品（学習用タブレット）をインターネットなどの通信に接続する場合は、原則、家庭の Wi-Fi ルータ又は県が貸与するモバイル Wi-Fi ルータを利用し、フリー Wi-Fi 等には接続しない。
 - (11) 貸与物品（モバイル Wi-Fi ルータ）に接続できる端末は、貸与物品（学習用タブレット）とする。
 - (12) その他貸与物品の利用要件及び利用ルール等に記載されている事項。
- 3 利用者は学校から貸与物品の管理にあたり別途指示があった場合はその指示に従うこと。
- 4 貸与物品（モバイル Wi-Fi ルータ）の利用契約が必要な場合は利用者が行うものとする。また、毎月の通信料、その他諸経費、充電に係る経費は、利用者の負担とする。
- 5 利用者は、貸与物品を破損したとき又は貸与物品を紛失したときは、直ちに学習用通信機器破損・紛失届（様式第 30 号）を学校に提出しなければならない。
- 6 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。なお、貸与期間中であっても、学校が必要と認める場合、利用者は貸与物品を返却しなければならない。
- 7 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 8 保護者は、大分県学習用端末機器等貸与要綱に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証すること。
- 9 利用者が、故意又は重大な過失により貸与物品を破損または紛失した場合は、原則として修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用は、利用者の負担とする。
- 10 貸与物品（モバイル Wi-Fi ルータ）の利用者は、貸与対象者の要件である、①県立学校（通信制課程を除く）に在籍し、②家庭に Wi-Fi 接続によるインターネット環境がなく、③生活保護費、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費（第 1 段階の支弁区分）のいずれかを受給している（ただし、新入生については経過措置として就学援助費を受給していた場合を含む）という要件を満たさなくなった場合は、貸与物品（モバイル Wi-Fi ルータ）を学校に返却しなければならない。
- 11 その他、貸与物品の利用に際しては、学校の指示に従うこと。